

薬食発 0319 第 4 号
平成 27 年 3 月 19 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

「献血血液の研究開発等での使用に関する指針」の一部改正について

献血血液の研究開発等への使用については、「「献血血液の研究開発等での使用に関する指針」の一部改正について」(平成 26 年 9 月 30 日付け薬食発第 0930 第 16 号厚生労働省医薬食品局長通知)の別添「献血血液の研究開発等での使用に関する指針」(以下「指針」という。)に基づき実施されているところです。

今般、下記のとおり指針の一部を改正することとしたので、貴管内医療機関、日本赤十字社血液センター及び市町村に本指針改正について周知いただき、血液製剤の安全性向上等の研究に携わる者が適切な使用を行うよう周知徹底願います。

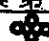
記

1. 改正の趣旨

「疫学研究に関する倫理指針」(平成 19 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)及び「臨床研究に関する倫理指針」(平成 20 年厚生労働省告示第 415 号)を統合した「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)が施行されることに伴い、必要な記載の整備を行うものである。

3. 施行日

本通知は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

収	受
平	27.3.23
薬第	号
	大阪府